

○経済産業省告示第六十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十一日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に	附 則 この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に

限る。ㄱの規定は、令和九年四月十三日限り、その効力を失う。

限る。ㄱの規定は、令和七年四月十三日限り、その効力を失う。